



教県第 1 1 1 3 - 2 号

令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について、下記のとおり改めます。

つきましては、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け教県第 1 0 1 4 - 1 号の通知は、令和 2 年 3 月 3 1 日限りで廃止します。

記

1 改正の内容

(1) 第 4 県立学校教育職員の業務量の適切な管理等関係
規則第 5 条の 4 について留意事項を記載した。

(2) 第 11 特別休暇関係

7 家族看護休暇関係

取得単位を「1 日又は 1 時間」から「1 日、1 時間又は 3 0 分」に改めた。

((5)関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

担当：県立学校人事課学事担当 和田

電話：0 4 8 - 8 3 0 - 6 7 3 5

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
第1 1週間の勤務時間関係 (条例第3条、規則第2条) 1 規則第3条第2項及び規則第4条第2項に規定する「毎4週間」は、令和2年4月1日を起算日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごととの期間とするものである。 2 規則第2条に規定する「1週間当たり38時間45分」は、令和2年4月1日を起算日とする毎52週間につき、1週間の勤務時間を平均して38時間45分とすることである。 第2・第3 (略)	第1 1週間の勤務時間関係 (条例第3条、規則第2条) 1 規則第3条第2項及び規則第4条第2項に規定する「毎4週間」は、平成31年4月7日を起算日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごととの期間とするものである。 2 規則第2条に規定する「1週間当たり38時間45分」は、平成31年4月7日を起算日とする毎52週間につき、1週間の勤務時間を平均して38時間45分とすることである。 第2・第3 (略)
第4 県立学校教育職員の業務量の適切な管理等関係 (規則第5条の4) 1 規則第5条の4第1項の規定は、<u>県立学校教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。</u> <u>なお、規則第5条の4第2項の規定に基づく上限時間は例外であることに十分留意の上、同条第2項に規定された事由に該当するか否かについては、適切に判断する必要があること。</u> 2 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならない。 3 規則第5条の4第2項中「児童生徒等に係る通常予見することのできな <u>い業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業</u> <u>務を行わざるを得ない場合」とは、全体として一年の半分を超えない一定の</u> <u>限られた時期において一時的又は突発的に業務量が増える状況等により規則</u> <u>第5条の4第1項に規定する時間の上限を超えて業務を行わざるを得ない場</u> <u>合をいう。</u>	(新設)

新	旧
例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいじめの疑いがある場合等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などをいう。	
第5～第8 (略)	第4～第7 (略)
第9 年次休暇関係 (条例第13条、規則第8～10条) 1～10 (略) 11 当該年に、再任用職員等が1週間当たりの勤務時間を異にする再任用職員等となり、斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間と同じくする不斉一型短時間勤務職員となり、若しくは不斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間と同じくする斉一型短時間勤務職員となったこと又は再任用短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間と同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間と同じくする再任用短時間勤務職員となったこと (別表第3の勤務形態変更の区分に該当する場合を除く。以下この項及び第11において「勤務時間の変更」という。) があった場合における年次休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略)	第8 年次休暇関係 (条例第13条、規則第8～10条) 1～10 (略) 11 当該年に、再任用職員等が1週間当たりの勤務時間を異にする再任用職員等となり、斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間と同じくする不斉一型短時間勤務職員となり、若しくは不斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間と同じくする斉一型短時間勤務職員となったこと又は再任用短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間と同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間と同じくする再任用短時間勤務職員となったこと (別表第3の勤務形態変更の区分に該当する場合を除く。以下この項及び第10において「勤務時間の変更」という。) があった場合における年次休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。 (1)・(2) (略)
第10 (略)	第9 (略)
第11 特別休暇関係 (条例第15条、規則第12条第1項) 1～6 (略) 7 家族看護休暇 (規則第12条第1項第7号) (1)～(4) (略) (5) この休暇は1日、1時間又は30分を単位として与えられるものであること。この場合、1時間又は30分を単位とする休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に30分未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、1日に割り振られた勤務時間のすべて又は1週間当たりの平均の勤務時間を5で	第10 特別休暇関係 (条例第15条、規則第12条第1項) 1～6 (略) 7 家族看護休暇 (規則第12条第1項第7号) (1)～(4) (略) (5) この休暇は1日又は1時間を単位として与えられるものであること。この場合、1時間を単位とする休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数のすべてを使用しうとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、1日に割り振られた勤務時間のすべて又は1週間当たりの平均の勤務時間を5で

新	旧
均の勤務時間を5で除して得た数の時間（30分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間。以下「平均勤務時間」という。）以上の時間について家族看護休暇を取得する場合には、1日とし、平均勤務時間に満たない時間を時間単位で使用する場合は、平均勤務時間をもって1日とする。 (6) (略) 8～18 (略) 第12 (略) 第12の2 介護時間関係（条例第12条、第17条の2、第18条、規則第17条の2） 1 条例第17条の2第1項の「連続する3年の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。 2 第12の第1項の規定は、介護時間制度上の「介護」について準用する。 3 第12の第2項の規定は、条例第17条の2第1項に規定する「介護を必要とする一の継続する状態ごと」について準用する。 4 第12の第5項の規定は、介護時間の承認について準用する。 5 第12の第7項(3)の規定は、介護時間の請求について準用する。 第13 (略) 別表第1（第9第4項関係）(略) 別表第2（第9第4項関係）(略) 別表第3（第9第4項関係）(略)	除して得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間。以下「平均勤務時間」という。）以上の時間について家族看護休暇を取得する場合には、1日とし、平均勤務時間に満たない時間を時間単位で使用した場合は、平均勤務時間をもって1日とする。 (6) (略) 8～18 (略) 第11 (略) 第11の2 介護時間関係（条例第12条、第17条の2、第18条、規則第17条の2） 1 条例第17条の2第1項の「連続する3年の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。 2 第11の第1項の規定は、介護時間制度上の「介護」について準用する。 3 第11の第2項の規定は、条例第17条の2第1項に規定する「介護を必要とする一の継続する状態ごと」について準用する。 4 第11の第5項の規定は、介護時間の承認について準用する。 5 第11の第7項(3)の規定は、介護時間の請求について準用する。 第12 (略) 別表第1（第8第4項関係）(略) 別表第2（第8第4項関係）(略) 別表第3（第8第4項関係）(略)

新

旧

別表第4
別表第4

別表第4
別表第4

診 断 書
(人工透析等用)

診 断 書
(人工透析等用)

1 氏 名	男・女 年 月 日生 (歳)
2 傷 病 名	
3 上記傷病のため、 定期的な加療が 必要となる理由	
4 上記傷病に対する 加療について	(加療に要する回数・時間(週(月)当たり)) 例: 毎週火曜日の午後3時から2時間程度 (今後の加療見込み)
上記のとおり診断します。 令和 年 月 日 医療機関の 所在地 名称 担当医師 (印)	

※この診断書は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第11条第3項第3号の規定に基づき、定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要な場合で、当該通院加療のため病氣休暇を使用する場合に提出するものです。

別表第5 (略)

1 氏 名	男・女 年 月 日生 (歳)
2 傷 病 名	
3 上記傷病のため、 定期的な加療が 必要となる理由	
4 上記傷病に対する 加療について	(加療に要する回数・時間(週(月)当たり)) 例: 毎週火曜日の午後3時から2時間程度 (今後の加療見込み)
上記のとおり診断します。 平成 年 月 日 医療機関の 所在地 名称 担当医師 (印)	

※この診断書は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第11条第3項第3号の規定に基づき、定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要な場合で、当該通院加療のため病氣休暇を使用する場合に提出するものです。

別表第5 (略)

新

別表第6
別表第6

診断書
(明らかに異なる傷病用)

1 氏名	男・女 年 月 日生 (歳)
2 当初の 傷病名	
3 2とは明らかに 異なる傷病名	
	(療養開始日) 令和 年 月 日 ()
	(加療期間) 療養開始から 日間
(上記について、 明らかに異なる傷病と 御判断された理由)	
上記のとおり診断します。 令和 年 月 日 医療機関の [所在地 名称] 担当医師 (印)	

※この診断書は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第11条第3項第4号又は第5号の規定に基づき、当初の傷病によりすでに病氣休暇を使用している職員について当初の傷病とは明らかに異なる傷病の療養のために、さらに病氣休暇を使用する場合に提出するものです。

※1及び2の欄は、職員があらかじめ記載した後に、医師に提出してください。

旧

別表第6
別表第6

診断書
(明らかに異なる傷病用)

1 氏名	男・女 年 月 日生 (歳)
2 当初の 傷病名	
3 2とは明らかに 異なる傷病名	
	(療養開始日) 平成 年 月 日 ()
	(加療期間) 療養開始から 日間
(上記について、 明らかに異なる傷病と 御判断された理由)	
上記のとおり診断します。 平成 年 月 日 医療機関の [所在地 名称] 担当医師 (印)	

※この診断書は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第11条第3項第4号又は第5号の規定に基づき、当初の傷病によりすでに病氣休暇を使用している職員について当初の傷病とは明らかに異なる傷病の療養のために、さらに病氣休暇を使用する場合に提出するものです。

※1及び2の欄は、職員があらかじめ記載した後に、医師に提出してください。